

女性の人権問題に関して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた主な事例

1. 配偶者による暴行・虐待

◆夫が妻に対し、髪をつかんで腹部を殴る、顔面を蹴るなどの暴行を加えたり、妻がうつ病であることや、父親から性的虐待を受けていたことを他人に話すなどしているとして、妻から法務局のインターネット人権相談受付窓口で相談がされた事案である。

被害者に対して、カウンセリング機関を紹介するとともに、警察署に同行し、DV被害の登録を行うなど、被害者に寄り添った対応を行うことにより、被害者の見守り体制を構築し、被害者の身体の安全を確保するに至った。

(措置:「援助」)

2. 勤務先の代表者による従業員に対するセクシュアル・ハラスメント

◆勤務先の代表者から職場外で会うことや身体的接触を求められるなどしたとして、法務局に相談があった事案。

法務局が調査した結果、代表者の言動により、被害者が精神的苦痛を被り、出勤もままならなくなるなど、その就労環境が著しく悪化していることが認められた。

そこで、法務局は、代表者に対し、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止すべき立場にあるにも関わらず、自らの言動により被害者の尊厳を踏みにじり傷付けたことは重大な人権侵害であり、二度と同様の言動を行うことのないよう説示した。(措置:「説示」)

3. インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

◆インターネット上の複数のウェブサイトにて、自身の性的な画像や動画が掲載されているとして、被害者から法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該画像及び動画は、被害者がアダルトビデオ出演前の面接時に撮影されたものであり、公開を承諾していないにもかかわらず、無断で掲載されたものであった。当該画像及び動画は、被害者のプライバシーを侵害し又は名誉・信用等を毀損するものであると認められたため、法務局から各ウェブサイトの管理者等に対し削除要請を行ったところ、当該画像及び動画の多くが削除された。(措置:「要請」)